



理容業の標準営業約款のしおり

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
公益財団法人 各都道府県生活衛生営業指導センター

理容業の標準営業約款は、理容サービスが時代の変化とともに、技術の高度化、利用者のニーズに対応して多種多様化する一方、それらの表示方法がまちまちで統一されていないため、利用者に選択の不便を与えていること、また、消費者意識の高まりを反映して適正なサービスの提供や損害賠償の実施が望まれていることから、理容サービスの内容を標準化し、これを正しく適正に表示しようとする営業方法又は取引条件についての基準を設定し、業者が自主的にこれを遵守することを通じて利用者の選択の便宜を図ろうとするものです。

具体的には、一般的な理容業者の提供するサービスの水準以上を考慮して、**理容の処理方法や営業施設の構造、設備及び管理あるいは事故発生の場合の損害賠償などについての基本的な考え方や基準を定めたものです。**

この約款に従って営業することを希望する者は、各都道府県指導センターの登録を受けることができます。

登録を受けた営業者は、この約款に従って営業を行わなければなりません。

また、営業施設の店頭又は店内に全国指導センターが定める標識を、そのサービス内容の要旨を表示する掲示板とともに掲示することになっており、利用者は、これにより、約款に従った安心できるサービスを提供する店であることを知ることができるようになります。

標準営業約款の内容は、次のとおりです。

1. 役務の内容の表示

(1) 提供する役務の種別

提供する役務の内容を次により表示します。

ただし、各種役務を組み合わせて表示することは差し支えありません。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ア. 総合調髪 | コ. 毛髪、頭皮保護コース |
| イ. カット（刈込み） | （ヘッドスパ・トリートメント） |
| ウ. シャンプー（洗髪） | サ. 染毛（ヘア・カラーリング） |
| エ. シェービング（顔そり） | シ. BBエステティック |
| オ. セット（仕上げ） | ス. レディース・エステ・シェービング |
| カ. 子供調髪 | （ブライダル・シェービング） |
| キ. パーマネントウェーブ | セ. ネイルケア |
| ク. アイパー | ソ. 訪問福祉理容 |
| ケ. アイロン | タ. かつら（ツープ、ウィッグ） |

上記の役務を提供するに当たっては、全国指導センターが定める理容施術処理基準に従って処理することが義務づけられます。

この処理基準は、顧客を受け入れ総合パーマネントウェーブ等の仕上げを行い顧客を送り出すまでの一連の作業工程の遵守すべき基本的な事項等を定めたものであり、衛生的管理に心掛け、特に各施術種目別作業標準規格に準じて処理することを具体的に定めています。

(2) 従事者の氏名

理容業務に従事する管理理容師（該当者がいる場合）及び理容師の氏名を表示しなければなりません。

多数いる場合は代表者1名のみ、あるいは、部門別の責任者のみとしても差し支えありません。

(3) 理容の役務の内容についての誇大な広告による過当競争を防止し、利用者の利益を擁護するため最高級、絶対的な意味を表す用語を用いてはならないこととしております。

2. 損害賠償の実施の確保

(1) 利用者等の身体に障害又は財物に損害を与えた場合は、全国指導センターが定める「理容所事故賠償基準」に基づいて賠償する必要があります。

この場合、利用者のみならず一般歩行者が例えば看板等の損壊により障害を受けた場合も賠償の対象になります。

(2) 損害賠償事故の対象は次のとおりであります。

- ア. 理容施術等の業務の遂行に起因する事故
- イ. 施設又は設備のかしに起因する事故
- ウ. 保管物の管理に起因する事故

(3) 損害額の算定は次の各号に定めるところに従って行うようにいたしております。

ア. 身体に対する事故賠償額

- (ア) 治療費 治療のために要した費用等
- (イ) 休業補償費 治療のため休業し収入減があった場合等
- (ウ) 逸失利益 後遺障害等により生じた将来得べかりし利益額
- (エ) 慰謝料 後遺障害、死亡等による精神的損害等

イ．財物に対する事故賠償額

財物に対する賠償額は、原則として被害財物を最初に購入した価格（不明の場合は損保会社が査定する）に被害財物の平均使用年数及び購入時から事故発生時までの経過月数に対応して定める一定の割合を乗じて算定することとしており、定型的な事故処理が可能となっています。

例えば平均使用年数3年の製品（夏物背広、素材毛等）を10カ月間着用したとき事故が起きた場合は、一般には、最初に購入した価格の86%が賠償額となります。

ウ．以上の損害賠償の確実な実施を図るために、全国指導センターが定める賠償責任保険普通保険約款（施設所有管理者特別約款、生産物特別約款及び保管者特別約款又は受託者特別約款を含む。）に準拠して運営される保険制度に加入することが必要です。

また、全理連が実施している「理容所賠償責任補償制度」に加入していればよいこととしております。

エ．賠償責任保険普通保険等に参加する際の補償金額は次に示す基準額以上のものでなければなりません。

（ア） 業務や施設に起因して発生した事故の場合の補償限度額

対人補償 1名につき最高 3,000万円

1事故当たり最高 6,000万円

対物補償 1事故当たり最高 300万円

とするが、上記事故のうち生産物特別約款に該当する場合の顔面や頭部かぶれ等、業務の結果として後日発生した事故の場合

対人補償 1名につき最高 3,000万円

1事故当たり最高 6,000万円

総補償金額 6,000万円

対物補償 1事故当たり最高 300万円

総補償金額 300万円

（イ） 保管中の品物の盗難、破損、汚損の場合の補償限度額

1事故当たり最高 300万円

補償期間中の総補償金額 300万円

(4) 全国指導センターに学識経験者等からなる事故賠償審査委員会を置いて、事故賠償に関して被害者と営業者との間で生じた紛争を審査することとしています。

3. 標識等の掲示

(1) 登録を受けた場合は、全国指導センターが定める約款標識を営業施設の店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示しなければなりません。

標識の有効期間は、登録の有効期間と同一で3年となっています。ただし、継続して登録する場合は5年です。

(2) 利用者の便宜等を考慮して、標識と併せて約款に従って行われる役務の内容等の要旨を掲示板に表示しなければなりません。

4. 登 録

- (1) 標準営業約款に従って営業を行いたい理容業者は、だれもが登録の申請をすることができます。

登録の申請は、都道府県指導センターに対して行います。

登録申請書及び添付書類の用紙は、各都道府県指導センターに備え付けてあります。

- (2) 登録手数料は次のとおりです。

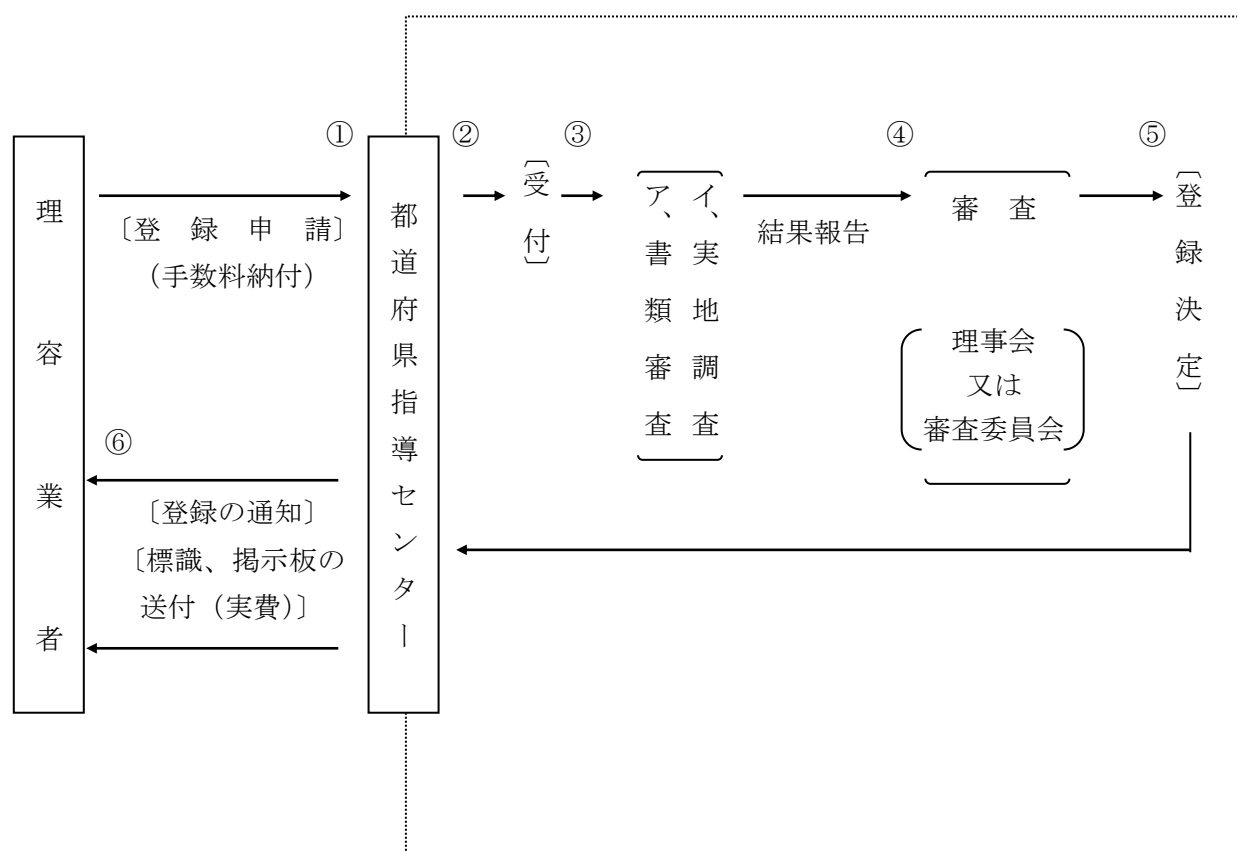
理容所 1 件当たり 6, 6 0 0 円

- (3) 標識及び要旨の掲示板代は次のとおり実費をいただきます。

理容標識 1 個当たり 1, 3 0 0 円

理容掲示板 1 個当たり 2, 0 0 0 円

標準営業約款登録のしくみ



(詳細については、各都道府県生活衛生営業指導センター、または、理容業生活衛生同業組合におたずね下さい。)